

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）西知多医療厚生組合
ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境影響
評価に関する公聴会の状況

日 時：令和元年6月29日（土）

午後2時から午後2時20分まで

場 所：知多市勤労文化会館 3階 会議室5

知多市緑町5-1

公述人：1名

公述人が述べた意見の要旨

まず、準備書縦覧の手続きに極めて不備があったということで、知多市や厚生組合のホームページで二度も修正をしなければならないという不手際があったことを指摘せざるを得ない。もっと建設主体である事業者が環境影響評価にきちんと取り組んでいただく、そういう姿勢をもっとしっかりと持っていたいただきたいというのが第1点です。

第2点では、知事意見の廃棄物の更なる排出抑制に応えず、将来人口推計が過大であるということをも指摘せざるを得ないと思います。方法書の知事意見では「西知多医療厚生組合は廃棄物の更なる排出抑制を構成市に働きかけた上で、ごみ処理施設の処理能力については適切な能力とすること」と指摘されています。しかしながら、事業者の見解では、処理200t/日を185t/日に減らしたとあるが、これはごみ減量の現状を踏まえた185t/日に災害ごみの15t/日を加えて200t/日としたものについて、災害ごみ15t/日分を減らしただけであって、きちんと知事意見に対応したものとなっていないということをも指摘せざるを得ないと思います。これらの見解で知事は了解できるわけがないと私は考えます。もっとしっかりと見直す必要がある。それから、国立社会保障人口問題研究所は5年間ごとの国勢調査の結果を受けて日本の将来の人口推計を実施しています。この推計から見ても明らかに準備書に記載されている人口推計の数値は過大であると考えます。なぜこのような数値をあえて使ったのか、しっかりと釈明する必要があるだろうと思います。

3番目に、高潮浸水対策として、T.P.5.6mという値が出ているが、どこを調べてもそのような値は出てこない。室戸台風の再来で、名古屋港のCASE6で

T.P. 6.7m、CASE5でもT.P. 6.4mという数値が出ている。T.P. 5.6mとした明確な根拠を示すべきである。

4番目に、公害防止に係る計画基準値が高い、甘い基準になっている。特にばいじんやダイオキシンがそうだと考える。ばいじんが $0.02\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ となっているが、先行している豊橋田原ごみ処理施設の場合については、 $0.01\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ となっている。つまり、その倍になっているということです。 $0.01\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を目指すべきである。豊橋田原ごみ処理施設では出来て、この事業では出来ないということでしょうか。ダイオキシン類についても $0.1\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ となっているが、これは一桁高い。緩すぎると思います。ちなみに豊橋田原ごみ処理施設では、 $0.01\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ としております。何故このような高い数値にする必要があるのか。このほか、騒音、振動、悪臭が法令等による規制値と同じ値になっているが、これは最も緩い工業専用地域の値である。法令を守るだけならアセスはいらぬ。周辺の愛知県・知多市との公害防止協定工場並みの計画基準値とすべきでございます。

5番目に、事業計画の策定時における環境配慮事項の不備であります。色々なところで環境配慮のために、「低公害型の建設機械の使用に努める」、「低公害型の運搬車両の使用に努める」とあるが、努めるとはどういうことですか。やるのかやらないのか。努めるというだけなら努めればいいだけで、やらなくても良いということになる。こういう曖昧な表現で環境保全をさぼろうとする考えは極めて遺憾というふうに思います。使うなら使う、どれだけ使うのか、明確にするのが環境影響評価ではないでしょうか。さらに騒音、低周波音の工事中の予測で、「周囲に仮囲いを設置し、騒音等の発生を抑制する」とあるが、建設機械の稼働等では、予測式には回折に伴う減衰に関する補正量として含まれているが、理由もなく、「工事における仮囲いは考慮していない」と書いてある。どのような仮囲いをするのか、どういう低減ができるのか、ということを明らかにしていない。そういう程度のかかなりいい加減な環境配慮ということなのでしょう。大気質の工事では、「周囲に仮囲いを設置し、（中略）、粉じん等の飛散を防止する」とあるので、周囲に仮囲いを設置する予定らしいことは理解できるが、高さは不明のまま、騒音対策としてどれぐらいの効果があるのか不明のままである。このようなものは環境影響評価とは言えないと思います。

6番目に、自動車騒音・道路交通騒音の要請限度の解説が「要請することができる」と書いてあるが、これは間違っています。騒音規制法第17条では、

「都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」と、「要請できる」のではなく、「要請するものとする」と書いてある。何故このようにごまかしをするのか、ということです。

7番目に、知多産業道路は渋滞しているとは言えないという状況なのかどうかということです。大気質の交通量、旅行速度で「通勤時間帯の7時台の北行きの速度がどちらも20km/h台で、他の時間帯に比べてかなり遅くなっていた」とあるが、渋滞しているとは言えないという現状認識を示したと言えます。つまり、速度は落ちるが動いているということです。ただ一方、西知多道路の環境影響評価書では、「知多地域では、特に北部において朝夕の慢性的な渋滞が著しい状況にある」と書いてある。一体どちらが本当なのか。自分の都合の良いように事業・事業でこういうことをやっているということは、やはり非常に大きな問題であると思います。準備書を審査する愛知県環境影響評価審査会と事務局の方で、きちんとこの辺の整合性を保つような検討をしていただきたいと思います。

8番目に、NO_x排出係数は出典と資料で食い違っています。この問題について指摘せざるを得ないと思います。また、SPMの大型車両70km/hの排出係数は資料P187では、0.010600g/km・台となっているが、出典P6-4では、0.010580 g/km・台となっている。どちらが本当なのでしょう。何故このような食い違いがあるのかということをしつかりと明らかにする必要があります。

9番。西知多道路の開通に伴う影響は交通量以外の条件は変わらないとしたとあるが、西知多道路が出来れば変わるはずであります。そのことについてもきちんと検討した予測をすべきである。

10番。騒音・振動予測対象時期がずれて杭打機や削孔機が予測対象となっていないということを指摘せざるを得ないと思います。

11番。騒音予測結果は、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例の環境基準を下回るとあるが、確定している広島高裁判決やWHOの「環境騒音ガイドライン」と比べて非常に甘い基準であると思います。少なくとも5dB上回っております。こういう意味では5dBよりも下げた基準をひとつの目安としてしっかりと評価すべきであると思います。

12番。低周波騒音の評価は、現状把握と同様に環境省の手引きに従った内容をきちんと把握すべきである。ところが、実際は環境省の手引きの都合の良いところしか利用していない。心身に係る苦情に関する参照値を隠して

いる。隠された心身に係る苦情に関する参照値と調査結果を比較すると、25Hzなどでは参照値を上回っている。何故そのことを隠すのか。

13番。悪臭予測で、類似調査の現地調査でアンモニア等を検出しているがこれを無視している。また、アセトアルデヒドが夏季の地点1-4で0.005ppm検出されている。それを隠している。何故そのようなことをするのか。

14番。地盤・土壌・地下水の評価で、現状が維持されると、環境基準を超えたまま放置しているということがある。

その他いくつかありますが、時間ということですので、残りのものは原稿にしてありますので、議長にお渡ししたいと思います。どうかよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

[議長に文書を手渡す]